

学校の部活動に係る活動方針

2022.4 改定

はじめに

部活動の意義及び昨今の取り巻く状況

少子化が進み、また学校教育の質をさらに高め教員の健康を守るために学校の働き方改革を進めていく必要がある中、生徒の興味関心に応じてスポーツ等の機会を提供するという学校の部活動が担ってきた役割を、引き続き学校が担っていくことは今後困難であり、持続可能ではない状況にある。そのため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において議論している、学校の運動部活動を段階的に休日から持続可能な地域主体の活動に移行することは、将来にわたって生徒にスポーツ等の機会を確保していくために、必要なことである。本校の部活動運営についても近い将来には現在の学校での部活動を地域等へ移行していくことも、現状及び今後の状況を鑑み検討していくべきである。

※「運動部活動の地域移行に関する検討会議」2021、スポーツ庁作成**運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子（案）2017参照**

1. 学校経営にかかる共通確認事項

学校教育目標や校訓等に基づく目指す生徒像【誰かの笑顔のために気づき考え行動する生徒】の育成を図り、地域に愛され、地域貢献できる人材育成を図る事が本校の部活動運営基盤である。

2. 部活動の考え方

本校の運動部、文化系部、同好会、地域のスポーツクラブ等地域活動も大義的に捉える。（本校生徒が活躍している場面を重要視する）ただし顧問会の摘要は当面校内の部活動のみとする。

3. 部活動等の良い点と課題点

(1) 良い点

- ①運動部活動は、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を支えてきた。
- ②体力や技能の向上を図る以外に、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が大きい。

(2)

少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけで解決することができない課題も増え、運動部活動に関しても従前同様の体制では維持が難しく、学校や地域によっては存続の危機にある。

4. 城北中部活動の基本方針について

将来において、生徒が各自のニーズに合ったスポーツや文化活動を行うことができ、生涯に渡りスポーツや文化に親しむ基盤として部活動を持続可能なものとするためには、部活動の在り方の抜本的な改革に取り組む準備をしておく。

5. 部活動の意義

部活動は生徒の健全育成の立場から、学校教育において重要であるとの職員の共通認識のもと、生徒の自発的・自主的活動を伸ばす機会ととらえる。

6. 部活動のねらい

(1) 自主・自立、友愛、協力の精神を養う

集団の中で、リーダーシップ、フォローシップ、フレンドシップ、奉仕と協調の精神を養う。

(2) 体力・技術の向上

身体を鍛え、技能を磨くことにより、心身の健全な成長を目指す。

(3) 自己の伸長

- ・人との関わりの中で自己の特性を知り、よい面や得意な面を伸ばす。
- ・健全な趣味、特技を育て、余暇を有意義に活用できる知識・技能・習慣を身に付けさせる。

7. 基本方針

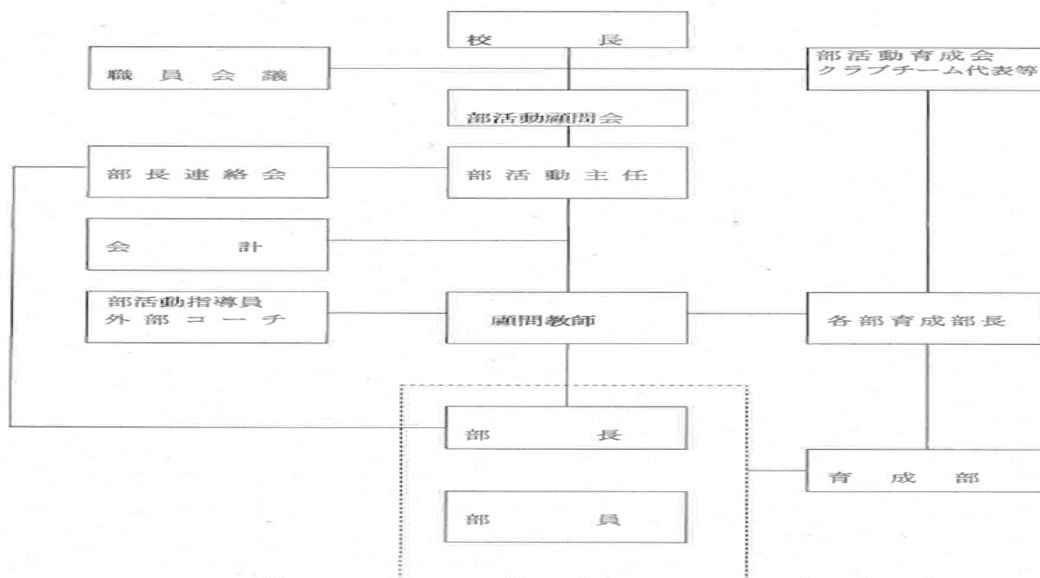
- (1) 部活動は教育課程外の活動ではあるが、部活動のねらいを達成するため、職員の共通理解のもと、協働体制で指導するものとする。
- (2) 部員・保護者・指導教師・部活動指導員及びコーチ・学級担任が連携して協働体制を確立し、指導にあたる。
- (3) 安全面での配慮事項（生徒の体調・登下校時間の厳守）を最優先し、事故や事件の防止に努める。原則として顧問がつかない場合は活動停止とする。
- (4) 部活動を通して社会性（言葉遣い、エチケット、公衆道徳等）を身につけさせ、他の生徒の模範となるよう指導する
- (5) 陸上・駅伝の取り組みは原則全教師で対応するが、諸事情で陸上・駅伝の取り組みが一部教師への負担が大きいと判断される場合は、当該教師の陸上、駅伝練習期間中の負担軽減を図るものとする。
- (6) 予め、本校未設置の部活動の競技引率は顧問以外の職員を割り当てる。この場合、担当職員は部活動顧問とはしないものとする。

8. 部活動編成の手順

- ① 部活動計画の立案・決定（部顧問会→職員会議→校長）
↓
- ② 顧問教師の決定
↓
- ③ 入部希望者予備調査
↓
- ④ 「入部許可願い書」の提出。（部活動結成会において保護者から顧問へ提出する。生徒だけの提出は認めない）
↓
- ⑤ 活動方針や活動内容についての三者（顧問教師・保護者・生徒）の話し合い。
↓
- ⑥ 入部の意志を顧問教師が確認し、校長が許可する。

9. 部活動の組織

城北中学校部活動組織図



(1) 今年活動する部は次の通りとする。

部活動

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ①野球 | ②女子ソフトボール | ③サッカー |
| ④男子バスケット | ⑤女子バスケット | ⑥男子バレーボール |
| ⑦女子バレーボール | ⑧硬式テニス | ⑨女子ソフトテニス |
| ⑩剣道部 | ⑪男女バドミントン | ⑫吹奏楽 |

同好会

- ①美術 ②ダンス ③軽音

※登録メンバーが足りていない部活動は、他の部員の協力を得て、特定の大会に出場することができる。(ただし、部費は1部活のみでよい)

※陸上や駅伝については、全校生徒対象に呼びかけて活動する。

(2) 指導者

部の顧問・副顧問は本校職員で当たり、学校長が依頼する。委託指導者(部活動指導員、外部コーチ)は、部活動顧問会で検討の上、校長が委嘱する。

(3) 部活動を円滑に行うために、次の係りおよび連絡会を設置する。

①教師の係

イ. 部活動主任 ロ. 会計 ハ. 顧問教師

②教師の連絡会

イ. 部活動顧問会 ロ. 部活動推進委員会

※ 部活動顧問会は、部活動運営に関するあらゆる問題について話し合う会で、全顧問が参加する。(原則として月1回、部に複数の顧問教師がいる場合、代表1人)

※ 部活動推進委員会を設け、校長・教頭・教務と部活動主任でこれを構成する

※ 部活動顧問会での決定、確認事項は全職員で共通理解をする。

③生徒の係

・各部の部長・副部長

④部長連絡会(キャプテン会)

イ. 部長連絡会は、部活動でおきた様々な問題について話し合い、自らの手で解決する。

ロ. 部活動主任がその指導に当たる。

⑤保護者の係

・育成会会長・育成会副会長・各部育成部長

⑥部活動育成会

イ. 部活動育成会は、部活動運営に関するあらゆる問題について話し合う会で、各部育成部長が参加し、生徒の部活動における諸問題の解決を図る。

ロ. 各学期に1回開催する。

10. 部活動計画

(1) 活動日

①学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(原則水曜日を休養日とし、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。)

②毎月第3日曜日は部活動を休みとする。(中体連決定事項)

ただし、他の競技連盟(協会)等の大会が組まれることが予想されるので、保護者の承諾や校長の許可を得て考慮する。

③春・夏・冬期休業日は顧問連絡会をもって立案し、学校長の許可を受けて活動する。

④テスト1週間前の練習は原則として中止する。(ただし、大会1ヶ月前からは許可願いを出して1時間程度活動することができる。)5教科1週間前・4教科3日前。

⑤早朝練習は保護者、学校長の許可を受ければ顧問責任のもとで行うことができる。

(2) 活動時間

①活動時間の終了は次の通りとする。

ア. 夏時間(3月~10月) - 6時30分 総下校 - 7時00分

イ. 冬時間(11月~2月) - 6時00分 総下校 - 6時30分

※その日の状況に応じて、活動時間時間は柔軟に対応する。

- ②活動の時間や場所は、学級活動や学校行事を最優先する。
 - ③授業が午前中の時……その日の割り当て部を優先し、あとは申込み制とする。
 - ④活動の延長時間については、1時間以内とする。(最大7:30総下校)
- ※活動を行う場合は必ず顧問教師の責任のもとで、保護者、学校長の許可を受け行う。

(3) 部活動費

- ① 部活動費は、年額支払う
 - ア. 費用……1・2年生 年額6,000円
3年生 年額5,000円 (運営費及び製氷機運営代含む)
 - イ. 納入日……部活動結成会の日に顧問教師に納入する。
後日入部する生徒は顧問教師を通して会計へ納入する。
 - ウ. 運営費として各部から徴収する。(各部活動費の3~5%、加入率の状況に応じる。)
 - エ. 製氷機運営代として部員一人あたり(900)円を部費から徴収する。
- ②各種大会の参加費、チーム登録料は、PTA会費の予算の範囲内で補助を受ける。

1 1. 部活動規則

生徒の自発的・自主的活動を通して自主的な生活態度を養うと共に社会性の育成をはかり、生徒の健康安全を図る目的で、部活動の基本方針をもとに、部活動規則を定める。

- (1) 活動は顧問がついて行う。ただし、顧問が校内で他の教育活動にたずさわりながら指導助言する場合もある。
- (2) 朝の遅刻や下校時間に遅れることがないように活動時間を守る。
- (3) 部活動より、学級の仕事・学校行事を最優先し、他に迷惑をかけないようにする。
- (4) テスト1週間前から活動は休みとする。
(ただし試合・発表会等が間近にひかえている場合はその限りでない。)
- (5) 長期休業中の活動…部活動顧問会を開き、計画表を提出し、学校長の許可を得る。
(顧問や副顧問教師、部活動指導員のつかない場合は活動を認めない)
 - 土曜・日曜日は原則として中止する。ただし、顧問がつけば活動できる
 - ※弁当を持参した場合、ゴミは必ず持ち帰る。
 - ※携帯電話の持ち込み、自転車、スリッパでの登校は禁止する。
 - 部活動顧問や副顧問、部活動指導員が不在で活動する場合は、部活動顧問は他の部活動顧問に前もって連絡し許可を受ける。部長は部活動開始及び終了後は、許可を受けた部活動顧問に連絡、報告をする。
- (6) 休暇中に合宿練習を行うときは、顧問教師・保護者・生徒の連絡会をもって計画・立案し、学校長の許可を得ること。
- (7) 早朝練習は校長の許可を受ければ顧問教師の責任のもとで行うことができる
- (8) 委嘱指導者を必要とするときは、活動以前に学校長の許可を受ける。
- (9) 委嘱指導者は、学校の指導方針に基づいて指導にあたる。
- (10) 各部に部長・副部長を置く。
- (11) 活動場所……部長連絡会および顧問連絡会で話し合い、決定する。
※部室の管理……顧問の責任のもと、部長・部員が協力して管理・整頓する。
- (12) 部員の資格・入退部・除名について
 - ①部員は城北中学校に在籍する生徒であること。
 - ②入部するときは保護者同伴の上、顧問教師・生徒・保護者の三者の話し合いをもち、入部希望書を提出し許可を受ける。(入部の許可を受けていない生徒については仮入部とする。その際仮入部許可書を部活動顧問に提出する)
 - ③退部するときも②と同様に、保護者の退部願書を提出して許可を受けてから退部すること。
 - ④不祥事が発生した場合は、除名・退部の処分もあり得る。
- (14) 活動停止
不祥事が発生した場合は、活動停止・対外試合の出場停止処分等をする権限を、顧問教師・部活動主任に与え、校長がこれを執行する。
- (15) 部室
部室の管理及び営繕は原則として、各部顧問とその育成会で行う。

1 2. 部員の心得

- (1) 指導者の指導は素直に受け、真剣に学ぶ生徒。(知)
- (2) 挨拶や他人を思いやる言動、やプラスの声かけ、行動を行う。(徳)
- (3) たくましく健康な体を育む為に、健康な生活習慣を確立するよう心掛ける(体)
- (4) 何事にも自ら進んで働き粘り強く行動する。『目指す生徒像』(意)
- (5) 動作を機敏にし、登下校は寄り道をしたり、買い食いはしない。
- (6) 必要以外の金銭は持たない。
- (7) 常に安全面に気を配って活動する。また、部活動にふさわしい服装で活動する
○自主的・意欲的・積極的・創造的な練習に努めよう。

1 3. 事故発生時の処置

- (1) 傷害者に対して精神的な安堵感を与えると同時に誠意を持って迅速に事故処理にあたる。
- (2) 判断や処置については、細心の注意をはらって手早く処置し、その場で実施可能な応急処置は行う。
- (3) 傷害者の程度によっては、養護教諭・父母・校長その他関係者に連絡し、救急車を要請する等、治療処置の対策をとる。
- (4) 事故発生に関する状況をもとに、その問題点を明確にして、反省と改善について指導者の共通理解をはかり、今後同種の事故が発生しないように安全管理と対策を徹底する。
- (5) 事故処理に関することは、すみやかに校長、教頭へ連絡し、養護教諭の指導のもと措置をする。

1 4. 部の新設について

(1) 部を新設するための基準

新設を希望する生徒が10人程度もしくは複数名おり担当教師がつけること。指導者(地域の協力者等)がおり、当面は同好会もしくは準部活動として活動し部活動に昇格するものとする。(ただし、文化系の部はその限りではない)

(2) 手続き

- ①部活動主任に申し出る。
- ②顧問連絡会で設置の目的が部活動の趣旨に添った適切なものであり、設置可能か(練習場・用具・その他)検討して学校長が承認する。
- ③校長の承諾を得て、校長から担当教師、指導者(地域の協力者)を委嘱する。但し1年間は同好会もしくは準部活動として活動する。
- ④全職員に報告する。

1 5. 部活動顧問の役割

- (1) 各競技大会における引率業務及び日常活動の指導助言。
- (2) 保護者会を設置し、部の運営を行う。
- (3) 顧問が所用で不在の時は副顧問や他の教職員が生徒を管理、下校させる。
- (4) 空手、水泳、卓球など、本校に未設置競技の大会引率をおこなう。

1 6. その他

部活動の開始は、4月より次の年の3月までとする。